もりおか通信

公益社団法人 盛岡法人会
No.110 2017年夏号

▶平成29年度税制改正（法人税関係）について《災害に関する措置の常設化》 …… 2~3

▶コラム　いま、大学では …… 3
第1回農芸化学若手女性研究者賞を受賞
岩手大学農学部応用生物化学科
准教授　山田　美和 氏

▶やさしい税金教室 …… 4
軽減税率制度について

▶［わがまち探訪］ …… 5
紫波町
「SAKE TOWN SHIWA プロジェクト」始動
首都圏の大学生が実践型インターンシップ

▶盛岡法人会通常総会 …… 6~7
●盛岡法人会総会
長嶺進専務理事退任、新専務理事に柳田修氏
●記念講演会
「マルカンビル大食堂の再開裏話と
これからの展望」
㈱花巻家守舎　社長　小友 康広 氏
●研修・交流事業
新入会員の集い、青年部会・女性部会事業報告会

▶行事案内 …… 8
●盛岡法人会の行事案内
●各地の行事

2011.3.11　東日本大震災を忘れない
特定非営利活動法人　いなほ

［わがまち探訪］　紫波町

町の重要産業である酒造業の力を高め、町の持続的な発展に寄与するため、平成28年度から「SAKE TOWN SHIWA プロジェクト」を始動。首都圏などの大学生が町内の酒蔵、ワイナリーで約2ヵ月間の実践型インターンシップを行い、4つのプロジェクトを立ち上げました。写真は紫波の新酒まつりを盛り上げたインターン生たち。

（本文5ページに記事）

平成29年度税制改正（法人税関係）について
《災害に関する措置の常設化》
盛岡税務署

平成29年度税制改正により災害に関する措置の常設化が行われました。

法人税関係の常設化された主な措置は、次のとおりです。

1. 災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額及び地方法人税額の還付

【制度の概要】

災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その災害欠損事業年度開始の日前1年（青色申告書である場合には、前2年）以内に開始した事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができることとされました。

また、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付が行われる場合には、地方法人税の還付金の額に相当する金額として、法人税の還付金の額の4.4％に相当する金額が併せて還付されることとされました。

（1）災害

災害とは、震災、風水害、火災その他自然現象の異変による災害、人為による異常な災害及び生物による異常な災害等をいいます。

（2）災害損失欠損金額

災害損失欠損金額とは、災害欠損事業年度において生じた欠損金額のうち、災害損失金額に達するまでの金額をいいます。

（3）法人税の還付額の計算

この制度による法人税の還付額は、次の算式により計算します。

（算式）

$$\text{法人税の還付額} = \text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{災害欠損事業年度の災害損失欠損金額（分母を限度）}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

還付請求書の提出に当たっての注意点

イ　法人税法第80条第1項《欠損金の繰戻しによる還付》による青色欠損金の繰戻し還付制度とは異なり、青色申告書を提出する法人以外の法人や資本金の額が1億円を超える法人であっても、この制度の適用を受けることができます。

ロ　この制度の適用を受けるためには、次の要件を満たしていることが必要です。

㋑還付所得事業年度から災害欠損事業年度の前事業年度まで連続して確定申告書（期限後申告書を含みます。以下同じです。）を提出していること。

㋺所要の事項を記載した還付請求書を災害欠損事業年度の確定申告書又は仮決算による中間申告書（以下「確定申告書等」といいます。）の提出と同時に納税地の所轄税務署長に提出すること。

仮決算による中間申告書にあっては、その提出期限までに提出している場合に限ります。

ハ　前年度実績の税額が10万円以下で法人税の中間申告を要しない場合でも、この制度による仮決算の中間申告が可能です。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、前記と同様の措置が講じられています。

【適用時期】

(1)　平成29年4月1日から施行されます。したがって、平成29年4月1日以後に確定申告書等の提出を行う法人については、この制度の適用を受けることができます。

(2)　**平成29年3月31日以前1年以内に終了した事業年度分の法人税の確定申告書を同年3月31日までに提出した法人については、同年5月1日までに還付請求書の提出を行うことにより、この制度の適用を受けることができます。**

2. 仮決算の中間申告による所得税額の還付

【制度の概要】

災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失金額がある場合には、仮決算の中間申告において、その中間期間において課される所得税額（復興特別所得税額を含みます。）でその中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額（災害損失金額を限度）を還付することとされました。

（注）前年度実績の税額が10万円以下で法人税の中間申告を要しない場合でも、この制度による仮決算の中間申告が可能です。

この場合（「1　災害損失の繰戻しによる法人税額及び地方法人税額の還付」の適用を受ける場合を除きます。）、**地方法人税の中間申告**（別表一（一）等の「この申告書による地方法人税額の計算」の各欄の記載）は要しません。

【適用時期】

平成29年4月1日から施行されます。したがって、平成29年4月1日以後に仮決算による中間申告書の提出を行う法人については、この制度の適用を受けることができます。

3. その他

(1)　特定非常災害発生日から同日の翌日以後5年を経過する日までの期間内に、被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合には、特別償却をすることができることとされました。

(2)　収用等又は特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例について、特定非常災害に基因するやむを得ない事情により指定期間内に代替資産の取得が困難となった場合には、一定の要件の下にその期間を2年以内の範囲で延長することができることとされました。

（注）　特定非常災害とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいいます。

東日本大震災後の災害では、平成28年熊本地震が特定非常災害に該当します（平成29年3月31日現在）。

連載コラム――Vol.45

いま、大学では

第１回農芸化学若手女性研究者賞を受賞

岩手大学農学部応用生物化学科 准教授
山田　美和

環境保全が重要視されている昨今、環境に低負荷なものづくり技術は、持続可能な社会を構築するために必須といえます。しかし、現在、我々の生活で便利に使用されている材料の大部分は化学合成によって合成されています。化学合成法では、多くの場合反応を進めるために有機溶媒や金属触媒、高温高圧の過激な反応条件等を利用する必要があり、環境に負荷を与える懸念があります。対して、微生物を利用する場合、酵素と呼ばれるタンパク質を介して細胞内の化学反応を進めるので、常温常圧の水系における反応で合成でき、比較的環境に低負荷な方法で物質生産を行うことが可能です。そこで、我々の研究では、主に化学合成されてきた有用物質を、微生物の力で合成できないかと挑戦してきました。

ターゲットとしては、生分解性バイオプラスチックであるポリヒドロキシアルカン酸 (PHA)、香料や医薬品原料のグリオキシル酸に焦点を当ててきました。PHA 合成は北海道大学での博士課程と理化学研究所での研究員時代に行い、PHA 合成に関わる酵素群を目的の合成系で利用できるように改良してから、各遺伝子を大腸菌等に導入し、糖から多様な新規組成の PHA を微生物合成することに成功しました。また、合成した PHA は、透明性、柔軟性、生体適合性等が優れた材料であると示しました。岩手大に赴任後は、エチレングリコールからグリオキシル酸へと変換する際に必要な２種の新規酵素を微生物から発見しました。現在、見出した酵素遺伝子を組換え菌に導入し、PHA のように微生物細胞で物質合成できるか試みています。これらの研究成果に対し、平成 28 年度より日本農芸化学会において創設された「第１回日本農芸化学若手女性研究者賞」が授与されました。

最後に、微生物細胞を利用することの強みとして、純度が低く、環境に低負荷な物質を原料とできる点もあります。微生物による PHA 合成は、枯渇が心配されている石油ではなく、植物由来の糖を原料として利用できます。グリオキシル酸合成系で原料とするエチレングリコールは、車の不凍液として使用されています。エチレングリコールは生物毒性を有することから利用後の不凍液の適切な処理が必要となりますが、手間がかかり、リサイクルも難しい状況です。今後は、そのように廃棄するしかない未利用な物質を原料とし、有用物質合成に利用する技術への展開も視野に入れ研究を進めたいと考えています。

やさしい税金教室

税金は身近なものですが、その中身は複雑です。この項は、盛岡税務署の協力を得ながら、シリーズで身近な税金をわかりやすく解説しています。

軽減税率制度について

盛岡税務署

【問】 消費税法が改正され、消費税率の引き上げと同時に軽減税率制度が平成31年10月1日から実施されますが、どのようなものが軽減税率の対象となるのですか。

【答】 軽減税率の対象となるのは、次の2つです。

1 酒類・外食を除く飲食料品

軽減税率の対象となる「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品とされています。

食品表示法において食品とは、一般に人の飲用又は食用に供するものとされており、飲食できるものであっても「人の飲用又は食用に供されるものとして販売されるもの」のみが、軽減税率の対象となります。したがって、例えば工業用・融雪用として販売される塩や、観賞用・栽培用として販売される植物及びその種子等は、購入者が結果として飲食の用に供したとしても、軽減税率の対象とはなりません。

また、飲食料品には、一定の一体資産が含まれます。この一体資産とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体としての価格のみが表示されているもので、例えばおもちゃ付きのお菓子などが該当します。

この一体資産は、税抜き価格が1万円以下で、その価額のうちに食品の価額の占める割合が3分の2以上である場合には、その全体が軽減税率の対象となります。

なお、この飲食料品からは、飲食店営業等の事業を行う者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供である外食や、相手方の注文に応じて指定された場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務の提供を伴う飲食料品の提供（いわゆる「ケータリング」）は、除かれています。

2 週2回以上発行される新聞

軽減税率の対象となる新聞は、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載するもので、週2回以上発行され、定期購読契約に基づいているものとされています。

詳細については、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp/）をご覧ください。

7つの間違い探し

上の絵と下の絵には相違点が7カ所あります。（答えは7ページにあります）

盛岡法人会の皆様方へ
「自主点検チェックシート」を活用しましょう

法人会では、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検チェックシートの活用を推進しております。

このチェックシートを使うことにより、自社の文書管理や経理の質の向上が図られ、ひいては税務リスクの軽減につながることから使用を勧めるものです。

なお、このシートは上部団体である**公益財団法人全国法人会総連合**が作成し、**日本税理士会連合会**が監修、**国税庁**が後援しているものです。

税務申告の際には「法人事業概況説明書」の裏面の「14帳簿書類の名称」に「自主点検チェックシート」と記入してください。さらに「16加入組合等の状況」には「盛岡法人会会員」等と記入してください。

詳しくは盛岡法人会ホームページをご覧ください。

わがまち探訪

「SAKE TOWN SHIWA プロジェクト」始動
首都圏の大学生が実践型インターンシップ

紫波町

紫波町は、国内最大規模の杜氏集団である「南部杜氏」の発祥の地として知られており、人口約33、000人の小さな町にもかかわらず4つの酒蔵が存在します。また、町の主要農産物であるブドウを活用し、10年以上前から町内産ブドウのみを使用したワインの製造も行っています。このことから、町にとって重要な産業である酒造業の力を高め、町の持続的な発展に寄与するため、平成28年度から「SAKE TOWN SHIWA プロジェクト」を始動しました。

フリー冊子「ツギヒト」を持つ酒造業者

飲食業者に対して酒粕料理の説明をするインターン生

紫波町の酒造業は、人材不足と高齢化が顕著であり、次世代人材の確保が急務となっております。これは、酒造業が専門的な職種であるため、仕事の内容が複雑で、若者の就職先としてあまり認知されていないことが理由の1つと想定されます。一方、都市部では、「地元に戻って地域に貢献したい」「地方で面白いことにチャレンジしたい」というやる気のある若者も一定数存在していると考えられることから、地方のニーズと都市部のニーズをうまく繋ぎ合わせることが重要です。よって、本事業では、町の酒造業を効果的にPRしながら、酒造業を核として都市部の若者と町との新たな交流を生み出し、酒造業を若者にとって魅力的な産業にするとともに、次世代人材の確保を目指しています。

平成28年度は、フリー冊子「ツギヒト」の作成、実践型インターンシップ及び酒蔵ツアーの実施、首都圏でのイベント開催などの事業を実施しました。

4つのプロジェクト立ち上げ

この中で、最も特徴的な事業は実践型インターンシップです。この事業は、想いを持った地域の企業と、大学を飛び出し地域で働きたい学生がタッグを組み、新規事業の創出や経営課題の解決のため、同じ目標に向かってお互いに成長していく本気のプロジェクトです。通常行われているインターンシップとは異なり、1~6ヵ月間と長期間にわたるため、学生はその地域に住み、社員のように働きます。そして、試行錯誤を繰り返しながら、経営者とともに成果を上げるべく汗を流します。

平成28年度は、大学の春休み期間に合わせ、主に首都圏の大学から町内の酒蔵及びワイナリーに合計8名の学生を受け入れました。それぞれの経営者が考えている目標や課題と、学生自身の興味や関心を照らし合わせ、企業と学生をマッチングした結果、「酒蔵ツアーの開催」「日本酒の魅力発信」「飲食店と連携した酒粕料理の普及」「ワインオーナー制度の拡大」などの特徴あるプロジェクトが立ち上がりました。そして、約2ヵ月間にわたり経営者と学生がともに走り続けた結果、各プロジェクトにおいて大きな成果が表れたところです。

インターン生の成果報告会

また、地域に学生が住み、一定期間生活し、活動することは、企業だけでなく町全体にとっても大きなインパクトを及ぼし、地域の活性化にも寄与したものと考えております。

今後も事業を継続しながら、町が進めている「地域おこし協力隊」や「リノベーションまちづくり」等の事業とも連携を図りつつ、人が人を呼び、持続的に発展する町を目指していきます。

（企画総務部 企画課 総合政策室）

盛岡法人会第5回（平成29年度）通常総会を開催

新副会長に佐藤重昭、藤村吉隆、鳥居清孝の三氏

公益社団法人盛岡法人会の第5回（平成29年度）通常総会が6月8日、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングで開催され、平成28年度事業報告、同決算、平成29年度事業計画、同収支予算など、報告事項、承認事項をいずれも原案の通り承認した。任期満了（2年）に伴う役員改選では、理事11名、専務理事、監事各1名の新任を含む新役員の選出を承認、総会直後開催の理事会で新しい副会長に佐藤重昭、藤村吉隆、鳥居清孝の三氏を選任した。

専務理事に柳田修氏

任期満了（2年）に伴う役員改選は去る2月28日開催の理事会で役員選考委員会を設置し選任することとし、宮田克明副会長を委員長に選考を行い、理事59名、監事3名を選任したことが総会に報告され、承認された。

以上で総会をいったん終了。引き続き会員拡大表彰、盛岡税務署長感謝状贈呈、下澤昇盛岡税務署長の祝辞があった後、別室で第一回理事会が開催され、会長、副会長、専務理事の選任を行い、宮田克明選考委員長から新役員名簿が発表になった。

新役員のうち正副会長、専務理事、監事は次の通り。理事は新任のみ掲載。〈〉内の新は新任、昇は昇格）

会　長　高橋真裕（㈱岩手銀行）

副会長　宮田克明（㈱宮田醤油店）、佐藤利久（盛岡信用金庫）、守屋史子（八幡自動車㈱）、大泉衆一（アーク㈱）、佐藤重昭（徳清倉庫㈱）〈昇〉、藤村吉隆（㈲藤村仏具本店）〈昇〉、鳥居清孝（㈱イワテブライダルセンター）〈新〉

専務理事　柳田　修（一社）岩手県法人会連合会）〈新〉

理　事（新任のみ掲載）　菅沼陽子（㈱北日本ライフサービス）、藤原　敬（㈱岩手日報社）、荒道泰之（㈱川徳）、田中広江（㈲アイドカ）、佐々木和彦（㈱三ツ星商会）、田村清記（㈱田清）、三田義之（㈱三田商店）、姥名紹功（㈱バセロン）、石亀賢一（㈲石亀酒店）、金子眞也（金子新聞販売㈱）、元持雅行（岩手トヨペット㈱）

監　事　高橋健悦（㈱岩手めんこいテレビ）、和田孝仁（東北税理士会盛岡支部長）、赤澤桂一郎（㈱さわや書店）〈新〉

会員拡大表彰者（敬称略）

大泉衆一　アーク株式会社代表取締役会長
高橋真裕　株式会社岩手銀行代表取締役会長
佐藤利久　盛岡信用金庫理事長
工藤隆一　株式会社わしの尾代表取締役会長

長嶺進専務理事に盛岡税務署長感謝状

今期をもって退任する長嶺進専務理事に下澤昇盛岡税務署長から「多年にわたり申告納税制度の推進と納税意識の高揚に努め、税務行政の円滑な運営に多大の貢献をされた」ことに対して感謝状が贈呈された。

研修・交流事業

盛岡法人会

「新入会員の集い」を開催

平成28年度中に盛岡法人会に入会した企業の「新入会員の集い」が4月17日、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングで開催されました。

法人会の仕組みや活動内容を知ってもらう目的で企画されたもので、今回が2回目の開催。平成28年度中に入会した59社のうち、12社の代表の方などが参加しました。盛岡法人会の会員数は今年3月末時点で2001社。

会では始めに高橋真裕会長が「社長が自分の会社をどう方向づけし、みんなでその方向に進んでいくのかを考えながらやっていけば会社は必ず元気になるし成長していく。法人会を通じて意見交換しながら考える機会にしていただければ、もっと法人会が活発になり、そして岩手県経済の活性化に繋がっていくのではないか。皆様方がこの会を通じて経営者として成長を遂げられることを祈念申し上げたい」と挨拶。

法人会側から正副会長、理事が出席。来賓として下澤昇署長はじめ盛岡税務署の法人会担当者、法人会提携保険各社の皆さんにご出席いただき、来賓を代表して下澤署長からご祝辞をいただきました。

このあと、事務局から法人会の組織や役割、事業活動を説明したあと、参加企業の皆さんからそれぞれ自社の事業内容などを紹介していただきました。

自社の事業内容を紹介

女性部会

「事業報告会」を開催

女性部会の平成29年度事業報告会が4月25日、ホテル東日本盛岡で開催され、平成28年度の事業報告、決算、平成29年度の事業計画、予算などが決議されました。

任期満了に伴う役員改選では三浦加容子さん（㈱盛岡駅前ビル常務取締役）を新たに幹事に選任することが承認されました。

平成29年度事業はほぼ前年通りで、事業予算は94万2千円余。

守屋史子部会長は開会の挨拶で4月7日に鹿児島市で行われた全国女性フォーラムに参加した様子などを次のように話しました。

「私共の活動のひとつ、絵はがきコンクールで全法連女連協会賞に初めて岩手県（久慈法人会）の作品が選ばれ、全国女性フォーラムの会場に展示されました。これは全国12点のうちの1点で、選ばれるのが難しい賞です。真ん中に

守屋部会長の挨拶

記念講演会

「マルカンビル大食堂の再開裏話とこれからの展望」

㈱花巻家守舎　社長　小友 康広 氏

小友康広氏

通常総会記念講演会が同会場で開催され、㈱花巻家守舎社長の小友康広氏が「マルカンビル大食堂の再開裏話とこれからの展望」の演題で講演した。

小友氏は花巻市で110年続く㈱小友木材店の四代目で、平成17年、明治大学政治経済学部を卒業後、IT企業のスターティア㈱に入社した。平成21年、スターティアラボ㈱を設立して執行役員に就任し、2年後には同社の取締役となった。また、平成25年には㈱小友木材店の専務取締役となり、翌平成26年には代表取締役に就任した。

小友氏がマルカン百貨店の大食堂の存続に取組もうとしたのは第一に子どもの頃から慣れ親しんできた大事な場所だった。第二に自社ビルをリノベーションまちづくりの手法で再生させた経験があったことから、同じ手法を使ってマルカン百貨店の建物を中心に上町商店街全体を使うことで、経営を成り立たせることができるのではないかと思ったからである。持ち前の行動力とIT技術を駆使して思いに共感する多くの仲間を糾合、データに基づく堅実な事業計画で金融機関からの借入、クラウドファンディングなどによる資金調達も実現して今年2月、大食堂の再開にこぎつけた。いま大食堂は閉店前をしのぐ平均来客数だが、「まだ成功事例ではない。10年後に今と同じ笑顔がこの食堂に残っていたら成功」と話し、今後はマルカンビル大食堂のブランド力を活かしたライセンスビジネス、さらには周辺の遊休不動産に事業を誘致し、地域（上町）一帯を「花巻の産業が育つまち」にしようと構想を膨らませている。

本業については「IT×木材で世界で一番かっこいい木材店をつくるのが一番の目標」と語り、会場から将来展望について質問されると「奥山からはドローンを使い、林道のあるところは自動運転車輌で、自宅に居ながらにして集材する。一方、インターネットを使って木材を必要とする人に直接販売することで付加価値を上げる。この両面に取組んでいく」と回答した。

長嶺進専務理事退任、新専務理事に柳田修氏

5月1日付けで盛岡法人会の参与に柳田修氏が就任、6月8日の総会で長嶺進専務が退任、柳田修氏が専務理事に選任されました。

柳田修専務理事は昭和30年大槌町生まれ。昭和53年岩手銀行入行、平成26年に退職後、一般社団法人岩手経済研究所に平成29年4月まで勤務されていました。

長嶺　進氏

平成12年4月に当会にお世話になりあっという間の17年間でした。

「三笠宮寛仁親王殿下の記念講演」、「法人会の50周年記念事業」、「青年部の全国大会」、「東日本大震災の対応」、「社団法人から公益法人への移行」等々思い起こせば激変の十数年間でした。会員の皆様のご助言とご協力により、なんとか今日までやってこられました。ありがとうございました。当会の益々の発展と皆様のご健勝とご多幸を祈念し退職のご挨拶とさせていただきます。

柳田　修氏

このたび、当法人会にお世話になることになりました。銀行では主に審査部門に従事したほか、矢巾、塩釜、千厩の各支店長を務めました。また、岩手経済研究所では県内経済の動向調査を行ってきました。私にとっては全く新しい業務に携わる事になりますが、これまでの経験を生かし、皆様のお役に立つよう全力を尽くす所存ですので、ご指導よろしくお願いいたします。

女の子が描かれ、『税金は笑顔を守っている』という標語のとてもかわいい作品です。それを見て、租税教室が子どもたちに浸透しているんだなとの実感を深めましたし、岩手県の作品が選ばれたことを誇らしく思いました。今年度も出前教室を軸に事業を進めてまいります。楽しく意義のある活動をしていきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いします」。

青年部会

新しい部会長に鳥居清孝氏

青年部会の第5回事業報告会が4月25日、ホテル東日本盛岡で開催され、任期満了に伴う役員改選で新しい部会長に鳥居清孝氏が選任されました。

鳥居氏は株式会社イワテブライダルセンター代表取締役専務。

このほか、新部会長から新役員候補が発表になり、承認されました。

新役員のうち副部会長は次のとおり（かっこ内は担当委員会）。

（総務）長野克司　東邦スワン㈱　代表取締役社長
（研修）田口智之　㈳日本結婚支援協会　代表理事
（組織）玉川康介　互光商事㈱　代表取締役
（税制）土橋和実　㈱パーツ産業　代表取締役
（厚生）諏訪泰幸　㈲諏訪商店　専務取締役
（広報）山田　隆　㈱山田酒店　代表取締役社長
（渉外）東條　誠　巴染工㈱　代表取締役

このほか、平成28年度の事業、決算、平成29年度の事業計画、予算が原案のとおり承認されました。

平成29年度事業はほぼ前年通りですが、租税教室は2校増えて7校で実施の予定。事業予算は236万円余。3年後の青年部会創立30周年記念事業に向けて20万円を積み立て、残高180万円となりました。

新部会長の鳥居清孝氏

齋藤聡・日銀盛岡事務所長が記念講演

青年部会、女性部会の事業報告会終了後、講師に日本銀行盛岡事務所長の齋藤聡氏をお迎えして、「日本銀行の役割」のテーマでご講演いただきました。お札（銀行券）発行の舞台裏からマイナス金利政策の仕組み、国際金融の現状までわかりやすくお話くださいました。

記念講演の齋藤聡・日本銀行盛岡事務所長

4ページ 7つの間違い探しの答え

①升の数　②影　③視線（左上人物）　④紋様（左下隅）　⑤三浦⇕み浦（右端）　⑥提灯の位置　⑦「朝顔」のまげ（左上人物・上下逆）

酒買地蔵尊例大祭（盛岡市）

盛岡法人会の行事案内

■中堅社員養成講座　７月 20 日㈭	時間：13：30～16：30 会場：岩手県法人会館
■決算説明会（7～9 月決算法人）8 月 2 日㈬	時間：13：30～15：30 会場：岩手県法人会館
■パソコンセミナー　9 月 7 日㈭・8 日㈮	時間：14：00～17：00 会場：岩手県法人会館
■法人税確定申告書の見方･書き方講座 1 回目　9 月 4 日㈪ 2 回目　9 月 6 日㈬ 3 回目　9 月 11 日㈪ 4 回目　9 月 13 日㈬	時間：各回とも 13：00～17：00 会場：岩手県法人会館
■中小企業会計セミナー　9 月 5 日㈫	時間：13：30～16：00 会場：岩手県法人会館

詳しいことのお問い合わせは　盛岡法人会　℡.019-654-4955　Fax.019-651-4055

各地の行事

- **矢巾町夏まつり**
  7 月 16 日(日) 矢巾町南矢幅　矢巾ショッピングセンター駐車場
- **酒買地蔵尊例大祭**
  7 月 22 日(土)、23 日(日) 盛岡市材木町商店街ほか
- **盛岡・北上川ゴムボート川下り大会**
  7 月 23 日(日)9 時スタート　盛岡市北上川(四十四田ダム～南大橋)
- **つなぎ温泉御所湖まつり**
  7 月 30 日(日) 御所湖畔南岸（つなぎ温泉側）特設会場
  花火大会　19 時 45 分～
- **盛岡さんさ踊り**
  8 月 1 日(火)～4 日(金) パレード開始は 18：00　盛岡市　中央通ほか
- **盛岡七夕まつり**
  8 月 4 日(金)～7 日(月) 盛岡市肴町商店街
- **玉山夏まつり**
  8 月 5 日(土) 渋民運動公園
- **紫波夏まつり**
  8 月 6 日(日) 紫波総合運動公園
- **盛岡花火の祭典**
  8 月 11 日(金・祝) 都南大橋下流北上川西側河畔
- **雫石よしゃれまつり**
  8 月 11 日(金・祝) 雫石町中心商店街よしゃれ通り
- **岩手町夏まつり**
  8 月 14 日(月)　道の駅「石神の丘」イベント広場
- **八幡平ふるさと花火まつり**
  8 月 15 日(火) 野駄　松尾総合運動公園
- **舟っこ流し**
  8 月 16 日(水) 盛岡市　北上川明治橋上流河岸
  流舟 17 時 30 分～ 18 時 30 分　花火大会 19 時～ 20 時 30 分
- **盛岡秋まつり～八幡宮祭典～**
  9 月 14 日(木)～16 日(土) 盛岡市八幡町
- **盛岡・いしがきミュージックフェスティバル 2017**
  9 月 18 日(月・祝) 盛岡市　盛岡城跡公園
- **川口秋まつり（大名行列）**
  9 月 22 日(金)～24 日(日) 岩手町川口地区
- **くずまき秋まつり**
  9 月 23 日(土・祝)、24 日(日) 葛巻町内
- **岩手町秋まつり**
  10 月 6 日(金)～8 日(日) 岩手町沼宮内周辺

詳しくは、各市町役場、主催者にお問い合わせください。

会　員　募　集

法人会では、それぞれの地域で様々な活動を行っており、「自らの向上」と「社会への貢献に参加する喜び」を共に分かち合える仲間を募集しております。

入会に関する資料のご請求は TEL　019-654-4955　又はホームページ（http://iwate-ho.jp/morioka/）よりお願いいたします。

公益社団法人盛岡法人会は、盛岡市、八幡平市、滝沢市、紫波町、矢巾町、雫石町、岩手町、葛巻町、に本社を置く企業（法人）の経営者及び賛助会員、個人を会員とする団体で、会員相互の交流と研修、社会貢献活動などを行っています。

『もりおか通信』は盛岡法人会のホームページでご覧になれます。
http://iwate-ho.jp/morioka/

2011.3.11. 東日本大震災 を忘れない

被災者 支援者 市民　ささえ合うひとびと

特定非営利活動法人　いなほ
サロンで避難生活者の心を繋ぐ

調味料メーカーの支援で行った料理教室

「いなほ」は内陸部で避難生活を送る被災者の支援をはじめ、放課後児童クラブ「おべんとうばこ」（盛岡市）や子ども食堂（盛岡市、滝沢市）の運営、運営支援なども行っている。高齢者や障害者、認知症の人、子どもなど社会的弱者を支援しようと社会福祉法人の元職員や OB が中心になって平成 27 年活動開始。行政や社会福祉法人が手の届きにくいところをサポートしようというのが設立趣旨。

被災者支援では、盛岡市、滝沢市でサロンを開いているほか、県内全域の内陸避難者交流会や合同サロン、沿岸被災地の自分の故郷を訪問する“ただいまバスツアー”といった全県的な催しも年に数回行っている。

サロンでは料理教室や簡単なものづくりをしたり、お茶を飲みながら会話を楽しんだり。最近は参加者の話題も震災当時のことより、これからのことを前向きに話している姿が目立ってきたという。先日、あるサロンの際、スタッフが別のサロンで聞いてきた人のことを話したら、参加者の一人が震災以来、音信不通になっていた人だったことがわかり大感激。６年たってもそんなドラマが起きたりするとのこと。

代表の佐藤昌幸さんは「行政などの支援が少なくなっていく中で細く長く活動を続けていくために準備を進めています。いずれは被災者支援の活動というより、地域の方も気軽に参加できる憩いの場として地域に根差した活動にしていきたいと考えています」と話している。

■特定非営利活動法人　いなほ
〒 020-0117 盛岡市緑が丘二丁目 14-22　　代表理事 佐藤昌幸
TEL／FAX.019-909-0180　HP:http://npoinaho.wix.com/inaho